

日建協の共済制度のご案内



「職場復帰サポート」

<7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付 団体扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】>

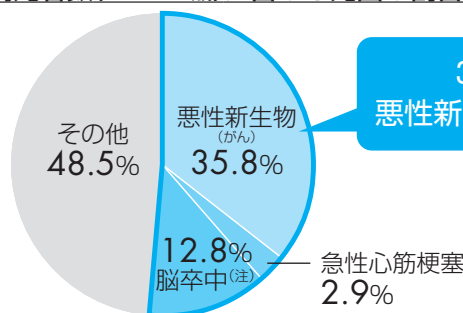
制度の必要性

日本人の死因の上位を占める「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中^(注)」を3大疾病と
いいます

**病死された方の約5割以上は
3大疾病が原因となっています**

(注)脳卒中は、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞を指します

病死者数(20~64歳)に占める死因の割合



3大疾病は約5割
悪性新生物(がん)は約3.5割

出典：厚生労働省「令和4年度人口動態統計(確定数)」の20~64歳のデータに基づき当社作成
※病死者数：不慮の事故・自殺・他殺・その他の外因を原因とする者を除く死亡者数
※構成比率は端数処理などにより、合計が100%にならない場合があります

制度の特長

Point

1 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。

Point

2 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

Point

3 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

保障内容等

[加入対象区分：本人・配偶者]

保障区分	保障内容	申込保険金額
		300万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金 ^(※1)	300万円
	○死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金 ^(※1)	
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 7大疾病保険金 ^(※2)	150万円
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金 ^(※2)	30万円



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

リビング・ニーズ特約

余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

日本建設産業職員労働組合協議会 (日建協)

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-16 ワイム高田馬場ビル3F
TEL: 03 (5285) 3870 FAX: 03 (5285) 3879
E-mail info@nikkenkyo.jp
ホームページ http://nikkenkyo.jp/

月 額 掛 金

■月払掛金＜保険期間1年、集团扱月払、主契約保険金額300万円＞

(単位：円)

保険金額	男 性				女 性			
	本 人・配偶者				本 人・配偶者			
	300万円				300万円			
年 齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金
	300万円	150万円	30万円		300万円	150万円	30万円	
18～20歳	534	195	39	768	459	195	45	699
21～25歳	687	210	39	936	534	225	75	834
26～30歳	702	240	42	984	657	300	96	1,053
31～35歳	849	315	48	1,212	903	435	135	1,473
36～40歳	1,122	405	60	1,587	1,290	660	183	2,133
41～45歳	1,524	585	90	2,199	1,848	1,095	240	3,183
46～50歳	2,493	1,020	141	3,654	2,310	1,425	300	4,035
51～55歳	4,086	1,620	216	5,922	2,997	1,815	309	5,121
56～60歳	6,354	2,760	372	9,486	3,675	2,415	357	6,447

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は主契約の総保険金額が10億円未満の場合の掛金です。

したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば掛金も異なる場合があります。その場合は、年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。

※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等は、ご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

※加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※新規加入および新たな特約の付加は60歳までです。

◎保険金ごとの保障イメージ＜お申込金額300万円の場合＞

保険金種類		お支払事由				
		死亡・高度障害	悪性新生物(がん) ^(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	その他の4疾病 重度の糖尿病 慢性腎不全 重度の高血圧性疾患 肝硬変
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 300万円				
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 150万円				
特約	がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 30万円				
お支払事由ごとの保険金額合計		300万円	480万円	450万円	150万円	30万円

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部 法人営業第一部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階
03-6259-0033 (受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日)

制度内容の詳細は正式申込期間に配布するPRパンフレットをご覧ください。